

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、次の「イ 総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲であること。

(イ) 別紙12「評価項目一覧」に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。(別紙12「評価項目一覧」の必須項目における「企画書の頁」が空欄の場合は、当該必須項目が記載されていないものとみなす。)

イ 総合評価点の計算

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}}$$

技術点は、加点項目審査で得られた各評価者の得点の算術平均とする。(150点満点)

$$\text{価格点} = 150 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 落札者の決定に係る留意事項

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) 落札方式及び得点配分」の「イ 総合評価点」の計算によって得られた数値の最も高い一者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者が決定したときは、厚生労働省は遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

6 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙13のとおりとする。

(1) 従来の実施に要した経費

- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

7 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(カ)について、厚生労働省に報告するとともに、必要に応じて厚生労働省から求められた場合にも同様に報告することとする。

- (ア) 調査票受付簿 (週1回)
- (イ) 事業所からの問い合わせ・苦情対応票 (週1回)
- (ウ) 事業所への照会票 (週1回)
- (エ) 事業所への督促状況票 (週1回)
- (オ) 勤務体制表 (毎月初め)
 - ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表 (予定)
 - ・ 調査票等を扱うことが出来る人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
 - ・ 勤務体制については、各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を報告
 - ・ 督促、内容チェック及び苦情対応業務等の業務担当者の氏名、所属を報告
- (カ) 事業報告書 (平成21年3月31日までに提出)

イ 厚生労働省は、民間事業者から受けた報告、上記(1)アについて取りまとめの上、21年6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話 (適宜)

厚生労働省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけること

により、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話（適宜）

調査票に不備があった事業所等に対し、事後的に厚生労働省から電話する。そこで、督促等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調べる。

ウ 従来の実施状況との比較（少なくとも毎月1回以上）

回収率について、実績値と比較することで進捗状況を確認する。

(3) 指示について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、厚生労働省に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、1(2)アに定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無によ

り区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省社会統計課」や「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、平成25年度まで（5年間）保管しなければならない。また、保管期間終了後は破碎等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨を報告しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。

- (エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (イ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務の統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省とが協議するものとする。

8 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠

償等については、次に定めるところによるものとする。

- ア 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
 - イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数に応じ契約金額に対し年1000分の50に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。また、7(5)サの規定により、厚生労働省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省に納付しなければならない。

9 実績評価

(1) 実施状況に関する調査の時期

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の実施状況については、業務終了時点における状況を調査するものとする。なお、21年度の本業務のあり方の検討に資するため、20年11月時点の回収率、照会件数等について取りまとめ、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

(3) 調査項目

ア 調査対象名簿の作成状況

イ 回収率・照会件数

ウ 実施経費（業務終了時点）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

(4) 厚生労働省は必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 厚生労働省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

10 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第14条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 7(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は7(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、7(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 厚生労働省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、7(2)により行うこととする。

調査票一覧

社会福祉施設等調査

	調査票
1	平成20年社会福祉施設等調査 老人福祉施設等調査票
2	平成20年社会福祉施設等調査 障害者支援施設等調査票
3	平成20年社会福祉施設等調査 児童福祉施設等調査票
4	平成20年社会福祉施設等調査 保育所調査票
5	平成20年社会福祉施設等調査 障害福祉サービス事業所票

介護サービス施設・事業所調査

	調査票
1	平成20年介護サービス施設・事業所調査 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票
2	平成20年介護サービス施設・事業所調査 介護老人保健施設票
3	平成20年介護サービス施設・事業所調査 介護療養型医療施設票
4	平成20年介護サービス施設・事業所調査 訪問看護ステーション票
5	平成20年介護サービス施設・事業所調査 居宅サービス事業所(福祉関係)票
6	平成20年介護サービス施設・事業所調査 地域密着型サービス事業所票
7	平成20年介護サービス施設・事業所調査 居宅サービス事業所(医療関係)票

調査関係用品一覧

社会福祉施設等調査

	調査関係用品
1	平成20年社会福祉施設等調査 挨拶状
2	平成20年社会福祉施設等調査 調査のお願い・記入の手引き
3	平成20年社会福祉施設等調査 発送用封筒
4	平成20年社会福祉施設等調査 返信用封筒

介護サービス施設・事業所調査

	調査関係用品
1	平成20年介護サービス施設・事業所調査 挨拶状
2	平成20年介護サービス施設・事業所調査 調査のお願い・記入の手引き
3	平成20年介護サービス施設・事業所調査 発送用封筒
4	平成20年介護サービス施設・事業所調査 返信用封筒

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査

業務内容と件数の関係

(注)平成19年実績を基に、平成20年調査における見込み数を推計したものである。

業務の内容等 調査票の種類	調査対象名簿の作成等 (施設・事業数)	調査票数	調査票受付簿の作成	挨拶状の送付	調査票及び調査関係用品の封入・発送	調査対象事業所からの照会対応	調査票の受付提出状況の確認	内容チェック及び調査票の整理・保管	督促業務	調査票の受付(内容確認)	調査票のデータ入力(パンチ)
業務内容(実施要項の関係ページ)	P7(ア)	P7(ア)	P7(イ)	P8(ウ)	P8(エ)	P8(オ)	P8(カ)	P8(キ)	P9(ク)	P9(ケ)	P9(コ)
社会福祉施設等調査	老人福祉施設等調査票	24,600	69,100	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者支援施設等調査票	11,300									
	児童福祉施設等調査票	13,500									
	保育所調査票	25,200									
	障害福祉サービス事業所票	3,500									
	障害福祉サービス事業所票	54,300									
介護サービス施設・事業所調査	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	6,700	29,000	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護老人保健施設票	3,800									
	介護療養型医療施設票	2,800									
	訪問看護ステーション票	12,000									
	居宅サービス事業所(医療関係)票	38,000									
	居宅サービス事業所(福祉関係)票	36,000									
	地域密着型サービス事業所票	205,000									
	居宅サービス事業所(福祉関係)票	28,000									
	地域密着型サービス事業所票	1,100									
	民間委託の件数	425,200									

施設と併設している事業所数(地方公共団体で実施)

障害福祉サービス事業所票(25,600)と居宅サービス事業所(福祉関係)票(40,000)と地域密着型サービス事業所票(1,100)

障害福祉サービス事業所票(25,600)と居宅サービス事業所(福祉関係)票(40,000)と地域密着型サービス事業所票(1,100)を名寄せすることで、7,000(平成19年度より算出)の事業所が調査票をまとめて送付。*P7(ア)の業務で確定

施設と併設している事業所及び特定の介護事業を実施している事業所数(地方公共団体で実施)

地方公共団体に委託する、社会福祉施設等調査(69,100+3,500)と介護サービス施設・事業所調査(29,000+36,000+17,000)+新規分の調査票(社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査(新規を全体の5%程度とする))

□ は、公共サービス改革法による民間委託

□ は、地方公共団体に委託

○ は、回収率の対象である。

平成20年 社会福祉施設等調査 「調査対象施設・事業所名簿」 (例)

配付番号	福祉事業所符号	保健所符号	市区町村符号	法人名	郵便番号	施設の所在地	電話番号			活動状況	事業所番号	※1種別	施設・事業所名	一連番号(施設番号)	※2 組み合わせ数					調査票枚数	※3 理由	備考	
							市外	市内	番号						老	障	児	保	事				
01000001			304	北海道	100 1195	北海道○△□市○●1-2-3	0111	62	1195			0480	霞肢体不自由児総合療育センター	010004800001			1			2	1		
01000001	102	31	304	北海道	100 1195	北海道○△□市○●1-2-3	0111	62	1196			0110100426	0011 療育センターとうけい	01000001					1	2	1		
01000001	102	31	304	北海道	100 1195	北海道○△□市○●1-2-3	0111	62	1196			0110100426	0012 療育センターとうけい	01000001					1	2	1		
01000001	102	31	304	北海道	100 1195	北海道○△□市○●1-2-3	0111	62	1196			0110100426	0013 療育センターとうけい	01000001					1	2	1		
01000001	102	31	304	北海道	100 1195	北海道○△□市○●1-2-3	0111	62	1196			0110100426	0023 療育センターとうけい	01000001					1	2	1		
01000002	101	31	305	社会福祉法人×××○福祉会	100 3601	北海道※※※市▲▲189番地1	0111	77	3601			0110100432	0022 コウセイ園デイサービスセンターとうけい	01005001					1	1	2		
01000002	101	31	305	社会福祉法人×××○福祉会	100 3601	北海道※※※市▲▲189番地1	0111	77	3602			0110100432	0024 知的障害者短期入所事業所コウセイ園	01005001					1	1	2		
01000002	101	31	305	社会福祉法人×××○福祉会	100 3601	北海道※※※市▲▲189番地1	0111	77	3601			0110100432	0042 コウセイ園デイサービスセンターとうけい	01005001					1	1	2		
01000003	102	31	306	財団法人厚生労働会	100 0130	北海道●▲◇市○◇2丁目13番15号	0136	72	7722			0110300234	0033 グループホーム厚生労働	01005002					1	1	2		
01000004	103	32	309	有限会社ケアサービスPPPT	100 0130	北海道●▲◇市○内3丁目4番203号 ○×○×	0136	74	0890			0115012003	0031 ケアサービスPT	01005003					1	1	2		

※1 「種別」のうち、施設の種別番号は参考表の「施設種別一覧」を参照。事業所の種別番号は下記を参照

0011 ... 居宅介護	0021 ... 療養介護	0031 ... 共同生活介護	0041 ... 自立訓練(機能訓練)
0012 ... 重度訪問介護	0022 ... 生活介護	0033 ... 共同生活援助	0042 ... 自立訓練(生活訓練)
0013 ... 行動援護	0023 ... 児童デイサービス		0043 ... 就労移行支援
0014 ... 重度障害者等包括支援	0024 ... 短期入所		0045 ... 就労継続支援(A型)
			0046 ... 就労継続支援(B型)

※2 「老」 老人福祉施設等調査票
「障」 障害者支援施設等調査票
「児」 児童福祉施設等調査票
「保」 保育所調査票
「事」 障害福祉サービス事業所票

※3 1 福祉事務所
2 郵送

平成20年 介護サービス施設・事業所調査 「調査対象施設・事業所名簿」 (例)

配付番号	福祉事務所符号	保健所符号	市区町村符号	法人名	郵便番号	施設の所在地	電話番号			活動状況	事業所番号	※1 種別	施設・事業所名	一連番号	※2 組み合わせ数						※3 経由	備考		
							市外	市内	番号						老福	老健	療養	ステ	居医	居福			地域	調査票枚数
011500001	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-221	0111	32	4565		0170100638	071	コウセイデイサービスセンター	011550001						1	1	1		
011500001	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-221	0111	32	4565		0170100638	072	コウセイデイサービスセンター	011550001						1	1	1		
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	24	8518		0170101008	011	社会福祉法人〇〇〇〇センターコウセイ	01151001	1							2	1	
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	24	8518		0170101008	081	特別養護老人ホームトウケイ	011550002						1	2	1		
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	32	4565		0170101008	082	特別養護老人ホームトウケイ	011550002						1	2	1		
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	32	4565		0170100570	101	社会福祉法人〇〇〇〇センター霞ヶ関ヶアセンター	011550002						1	2	1		
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	32	4565		0170100570	102	社会福祉法人〇〇〇〇センター霞ヶ関ヶアセンター	011550002						1	2	1		
011500002	501	31	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター	100 0835	北海道●●市××△△町4276-650	0111	32	4565		0170100034	201	社会福祉法人〇〇〇〇センター霞ヶ関ヶアセンター	011550002						1	2	1		
011500003	501	31	201	株式会社厚生労働学館	100 0003	北海道●●市××町16番4号	0111	11	2222		0180011111	121	福祉用具貸与●●	011550003							1		3	
011500004	501	31	201	医療法人PT会	100 0012	北海道●●市××町35番3号	0111	11	3333		0180022222	201	居宅介護支援事業所△△	011550004							1		3	

※1

- 011… 介護老人福祉施設
- 012… 地域密着型介護老人福祉施設
- 021… 介護老人保健施設
- 031… 介護療養型医療施設
- 041… (介予)訪問看護ステーション
- 042… 訪問看護ステーション

- 051… (介予)短期入所療養介護事業所
- 052… 短期入所療養介護事業所
- 061… (介予)通所リハビリテーション事業所
- 062… 通所リハビリテーション事業所
- 071… (介予)通所介護事業所
- 072… 通所介護事業所

- 081… (介予)短期入所生活介護事業所
- 082… 短期入所生活介護事業所
- 091… (介予)特定施設入居者生活介護事業所
- 092… 特定施設入居者生活介護事業所
- 101… (介予)訪問介護事業所
- 102… 訪問介護事業所

- 111… (介予)訪問入浴介護事業所
- 112… 訪問入浴介護事業所
- 121… (介予)福祉用具貸与事業所
- 122… 福祉用具貸与事業所
- 131… (介予)特定福祉用具販売事業所
- 132… 特定福祉用具販売事業所

- 141… (介予)認知症対応型通所介護事業所
- 142… 認知症対応型通所介護事業所
- 151… (介予)認知症対応型共同生活介護事業所
- 152… 認知症対応型共同生活介護事業所
- 161… 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- 171… 夜間対応型訪問介護事業所

- 181… (介予)小規模多機能型居宅介護事業所
- 182… 小規模多機能型居宅介護事業所
- 191… 居宅介護支援事業所
- 201… 介護予防支援事業所

※2 「老福」 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票
 「老健」 介護老人保健施設票
 「療養」 介護療養型医療施設票
 「ステ」 訪問看護ステーション票
 「居医」 居宅サービス事業所(医療関係)票
 「居福」 居宅サービス事業所(福祉関係)票
 「地域」 地域密着型サービス事業所票

※3 1 福祉事務所
 2 保健所
 3 郵送

平成20年社会福祉施設等調査 調査票印字用プレプリントデータ (例)

別紙5-①

※調査票印字用プレプリントデータは、調査票ごとに作成する。ここに示したのは、障害福祉サービス事業所票のプレプリントデータである。

例：障害福祉サービス事業所票

一連番号	福祉事務所	市区町村符号	配付番号	法人名	事業所名	郵便番号	電話番号	所在地
01000001	102	304	01000001	北海道	療育センターとうけい	100 1195	0111 62 1196	北海道○△□市○●1-2-3
01005001	101	305	01000002	社会福祉法人×××○福祉会	コウセイ園デイサービスセンターとうけい	100 3601	0111 77 3601	北海道※※※市▲▲189番地1
01005002	102	306	01000003	財団法人厚生労働会	グループホーム厚生労働	100 0130	0136 72 7722	北海道●▲◇市○◇2丁目13番15号
01005003	103	309	01000004	有限会社ケアサービスPPPT	ケアサービスPT	100 0130	0136 74 0890	北海道●▲◇市○内3丁目4番203号○×○×

※1に続く

1行目 (種別0011)				2行目 (種別0012)				3行目 (種別0013)			
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月	
		元	年 月			元	年 月			元	年 月
0110100426	療育センターとうけい	1	63 10	0110100426	療育センターとうけい	2	19 04	0110100426	療育センターとうけい	2	18 04

※2に続く

4行目 (種別0021)				5行目 (種別0022)				6行目 (種別0023)			
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月	
		元	年 月			元	年 月			元	年 月
				0110100432	コウセイ園デイサービスセンターとうけい	1	45 04	0110100426	療育センターとうけい	1	63 10

※3に続く

7行目 (種別0024)				8行目 (種別0014)				9行目 (種別0031)			
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月	
		元	年 月			元	年 月			元	年 月
0110100432	知的障害者短期入所事業所コウセイ園	1	45 04								
								0115012003	ケアサービスPT	2	18 10

※4に続く

10行目 (種別0041)				11行目 (種別0042)				12行目 (種別0043)			
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月	
		元	年 月			元	年 月			元	年 月
				0110100432	コウセイ園デイサービスセンターとうけい	1	45 04				

※5に続く

13行目 (種別0045)				14行目 (種別0046)				15行目 (種別0033)				経営主体	組み合わせ				サブコード
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月			老	障	児	保	
		元	年 月			元	年 月			元	年 月						
												02		1		1	
												06				1	
								0110300234	グループホーム厚生労働	1	55 01	08				1	
												11				1	

※1

※2

※3

※4

※5

平成20年介護サービス施設・事業所調査 調査票印字用プレプリントデータ (例)

別紙5-②

※調査票印字用プレプリントデータは、調査票ごとに作成する。ここに示したのは、居宅サービス事業所(福祉関係)票のプレプリントデータである。

例：居宅サービス事業所(福祉関係)票

配付番号	福祉事業所 番号	保健所 番号	市区町 村番号	一連番号	法人名	事業所名	郵便番号		電話番号		事業所の所在地	
							上3桁	校番	市外	市内		番号
01150001	501	31	201	011550001	社会福祉法人〇〇〇〇センター	コウセイデイサービスセンター	100	0835	0111	32	4565	北海道●●市××△△町4276-221
01150002	501	31	201	011550002	社会福祉法人〇〇〇〇センター	特別養護老人ホームトウケイ	100	0835	0111	24	8518	北海道●●市××△△町4276-650
01150003	501	31	202	011550003	株式会社厚生労働学館	福祉用具貸与●●	100	0003	0111	11	2222	北海道●●市××町16番4号
01150004	501	31	202	011550004	医療法人PT会	居宅介護支援事業所△△	100	0012	0111	11	3333	北海道●●市※※×町35番3号

※1に続<

071介護予防通所介護				072通所介護				081介護予防短期入所生活介護				082短期入所生活介護							
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月					
		元	年			月	元			年	月			元	年	月	元	年	月
0170100638	コウセイデイサービスセンター	2	18	4	0170100638	コウセイデイサービスセンター	2	15	4										
										0170101008	特別養護老人ホームトウケイ	2	18	4	0170101008	特別養護老人ホームトウケイ	2	13	7

※1

※2に続<

091介護予防特定施設入居者生活介護				092特定施設入居者生活介護				101介護予防訪問介護				102訪問介護					
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月			
		元	年			月	元			年	月			元	年	月	元
								0170100570	社会福祉法人〇〇〇〇霞ヶ関ケアセンター	2	18	5	0170100570	社会福祉法人〇〇〇〇霞ヶ関ケアセンター	2	17	10

※2

※3に続<

111介護予防訪問入浴介護				112訪問入浴介護				121介護予防福祉用具貸与				122福祉用具貸与			
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月	
		元	年			月	元			年	月			元	年
												0180011111	福祉用具貸与●●		

※3

※4に続<

131特定介護予防福祉用具販売				132特定福祉用具販売				191介護予防支援				201居宅介護支援				
事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		事業所番号	事業所名	開始年月		
		元	年			月	元			年	月			元	年	月
												0170100034	社会福祉法人〇〇〇〇霞ヶ関ケアセンター	2	16	8
												0180022222	居宅介護支援事業所△△			

※4

※5に続<

運営 主体	組み合わせ							サブ コード
	福	保	特	老	家	ス	医	
03	1						1	
05	1	2	1				1	
06	3						1	
05	3						1	

※5

平成20年社会福祉施設等調査

挨拶状印字用プレプリントデータ (例)

①郵便番号		②事業所の所在地	③法人名	④事業所名	⑤「御中」	⑥一連番号
100	3601	北海道※※※市▲▲189番地1	社会福祉法人×××○福社会	コウセイ園デイサービスセンターとうけい	御中	01005001
100	0130	北海道●▲◇市○○2丁目13番15号	財団法人厚生労働会	グループホーム厚生労働	御中	01005002
100	0130	北海道●▲◇市○内3丁目4番203号○×○×	有限会社ケアサービスPPPT	ケアサービスPT	御中	01005003

平成20年介護サービス施設・事業所調査

挨拶状印字用プレプリントデータ (例)

①郵便番号		②事業所の所在地	③法人名	④事業所名	⑤「御中」	⑥一連番号
100	0003	北海道●●●▼市××町16番4号	株式会社厚生労働学館	福祉用具貸与●●	御中	011550003
100	0012	北海道●●●▼市※※×町35番3号	医療法人PT会	居宅介護支援事業所△△	御中	011550004

調査票受付簿

平成20年社会福祉施設等調査 調査票受付簿(例)

2008年〇月〇日現在

No.	一連 番号	事業所番号	事業所名	督促日			調査票受 付日	問合わせ・苦情対 応票番号	督促状況 票番号	照会票番 号	受付者	備考欄 (照会日、不達、調査拒否等の状況等)
				1回目	2回目	3回目		No.	No.	No.		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

調査票受付簿

平成20年介護サービス施設・事業所調査 調査票受付簿(例)

2008年〇月〇日現在

No.	一連 番号	事業所番号	事業所名	督促日			調査票受 付日	問合わせ・苦情対 応票番号	督促状況 票番号	照会票番 号	受付者	備考欄 (照会日、不達、調査拒否等の状況等)
				1回目	2回目	3回目		No.	No.	No.		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

発送用封筒に封入する調査票及び調査関係用品一覧

社会福祉施設等調査

	調査票・調査関係用品
1	平成20年社会福祉施設等調査 障害福祉サービス事業所票
2	平成20年社会福祉施設等調査 調査のお願い・記入の手引き
3	平成20年社会福祉施設等調査 返信用封筒

介護サービス施設・事業所調査

	調査票・調査関係用品
1	平成20年介護サービス施設・事業所調査 居宅サービス事業所(福祉関係)票
2	平成20年介護サービス施設・事業所調査 地域密着型サービス事業所票
3	平成20年介護サービス施設・事業所調査 調査のお願い・記入の手引き
4	平成20年介護サービス施設・事業所調査 返信用封筒